

宗谷海区漁業調整委員会指示第1号

宗谷総合振興局管内沖合海域におけるいかなご又はおきあみを目的とする、すくい網漁業（以下「いかなご等すくい網漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

令和6年2月6日

宗谷海区漁業調整委員会
会長 須永忠幸



1 操業の制限

次の2に掲げる制限区域においては、いかなご等すくい網漁業を営んではならない。ただし、宗谷海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 制限区域

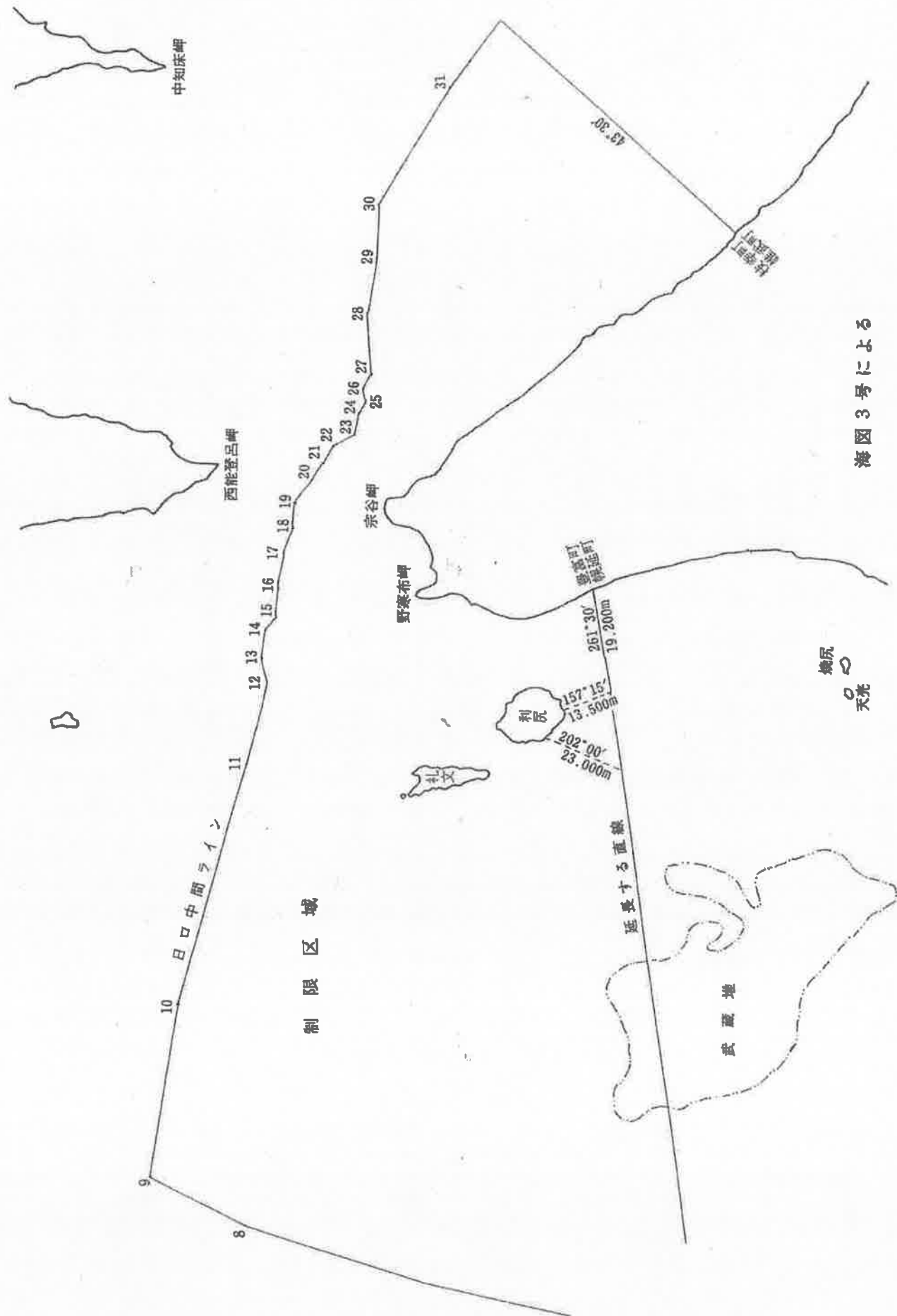
制限区域は、幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、261度30分19,200メートルの点、利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点から157度15分13,500メートルの点及び利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、202度23,000メートルの各点を順次に結んで延長する直線以北、枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、43度30分の線以西の海域とする。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

3 制限期間

令和6年3月15日から令和6年7月31日まで

4 承認の申請

1の項ただし書きの承認（以下「操業の承認」という。）を受けようとする者は、使用する船舶ごとに、いかなご等すくい網漁業承認申請書を委員会に提出しなければならない。



海図3号による